

# 環境美化運動の取組にあたって (お願い)

- 1 各自治会内や周辺、道路・水路及び公共の場等のごみを拾っていただき、**無色透明若しくは白色半透明の「中身の見える」ごみ袋**に入れ、袋の口を結んで、各参加団体の方で役場指定の搬入場所まで持ち込んでください。

◎ごみを搬入していただける時刻等

**日時：令和7年10月5日(日)午前9時から正午まで**

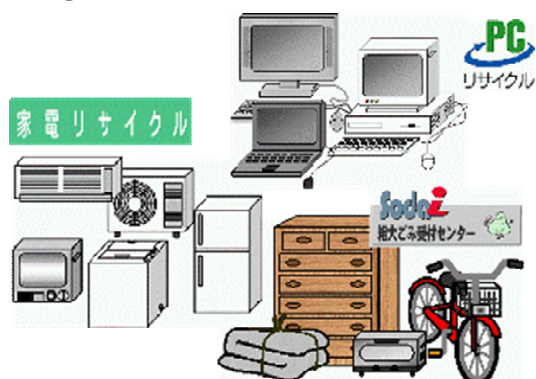
**場所：役場敷地内に設置されたコンテナ**

- 2 搬入されるごみについて、本運動の主旨にそぐわない「産業廃棄物」や家庭から出た「大型ごみ・家電リサイクル品」等が搬入されたことがありました。

次のごみについては、搬入を禁止しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

**【搬入できないごみ】(持ち帰りいただきます。)**

- ① 大型ごみ(家具 等)
- ② 家電リサイクル品  
(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- ③ パソコン
- ④ 農業用機械・器具、ビニールシート類 等
- ⑤ タイヤ、バッテリー、バイク、油脂類、消火器、土砂、コンクリート塊 等
- ⑥ 家庭生活から出るごみ
- ⑦ 剪定枝



- 3 清掃活動中に、道路・水路及び公共の場等で下記のごみを発見された場合は回収せず、本協議会事務局へご報告願います。

後日、不法投棄物として町が調査します。



### **■報告していただくごみ**

- ☆ 大型ごみ（家具等）
- ☆ 家電リサイクル品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）
- ☆ パソコン
- ☆ タイヤ、バッテリー、バイク、油脂類、消火器、土砂、コンクリート塊 等

### 4 **ごみの不法投棄は犯罪です。**

不法投棄を防止するには、行政・警察だけでは目が行き届きません。

住民の皆さんの目で監視することが、発生抑制や再発防止に繋がります。